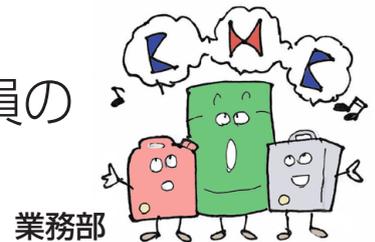


KHKからの  
お知らせ

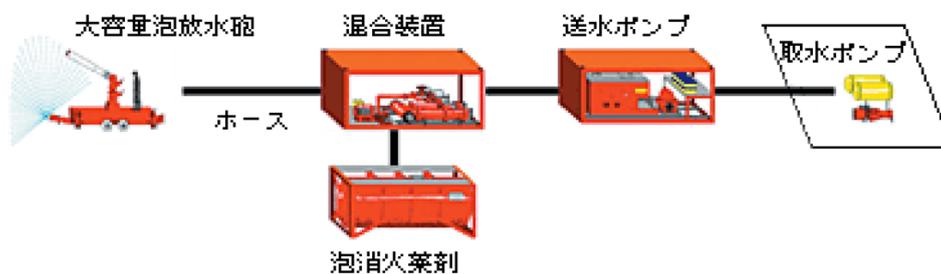
# 大容量泡放水砲用防災資機材等に係る防災要員の減員の計画等の評価業務について（お知らせ）



業務部

## ◆大容量泡放水砲用防災資機材等に係る防災要員の減員

石油コンビナート等災害防止法に定める特定事業者が、大容量泡放水砲及び大容量泡放水砲用防災資機材等（図 参照）を備え付けなければならない場合には、法令に定める人数の防災要員を置かなければなりません。ただし、これらの資機材等の設置状況などを勘案して、市町村長等が適当と認めるときは、その人数を減することができるかとされています。



図：大容量泡放水砲及び大容量泡放水砲用防災資機材等のイメージ図

この防災要員の減員について総務省消防庁特殊災害室では、「大容量泡放水砲用防災資機材等に係る防災要員の減員に関する基本的な考え方について」（平成20年4月15日付け事務連絡）で市町村長等が適否を判断できるよう、円滑かつ的確な防災活動を行うことができると考えられる事例等を示しています。

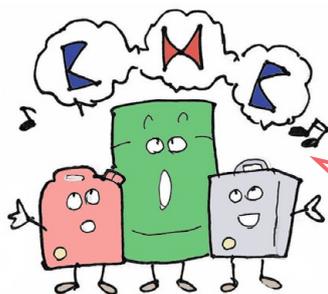
この一部が令和5年1月24日に改正され、新たな事例が追加されました（詳細は、消防庁HPを参照してください。）。

[https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/230124\\_tokusai\\_1.pdf](https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/230124_tokusai_1.pdf)

## ◆当協会での評価業務

当協会では、平成20年度から「大容量泡放水砲用防災資機材等に係る防災要員の減員の計画等の評価に係る業務規程」により、専門家による委員会を設置して評価業務を実施しています。

新たに追加された事例も踏まえて評価を実施いたしますので、これらの業務に従事する消防本部の方、当該資機材等を用いて防災要員の減員をご検討の事業所の方又は大容量泡放水砲用防災資機材等に係る防災要員の減員に資する資機材等を製造しているメーカーの方は是非本評価の活用をご検討ください。



### 【お問い合わせ先】

危険物保安技術協会 業務部

担 当：太田、芳賀沼

T E L：03-3436-2353

E-mail：gyoumu@khk-syoubou.or.jp